

評議員の報酬に関する規程

第 1 章 総則

（規程の意義）

第 1 条

この規程は社会福祉法人 清修会 定款第 8 条の定めにより、評議員の報酬等に関する事項を規定する。

（適用範囲）

第 2 条

この規程は、評議員規程に定めるところの評議員に適用する。但し、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

（評議員の報酬）

第 3 条

評議員が評議員会に出席する場合には、別表 1 により支給する。

（通勤手当）

第 4 条

評議員が評議員会に出席する際の交通費は、別表 2 により支給する。

（出張手当）

第 5 条

評議員の出張旅費については、職員の「出張旅費規程」に準ずるものとする。

（報酬の上限）

第 6 条

評議員の報酬の年俸限度額は、別表 3 のとおりとする。

（退職慰労金）

第7条

評議員の退職慰労金は、在任年数、功績等を考慮し、社会通念上相当の謝礼をする。

（報酬の支給）

第8条

評議員の報酬は、その全額を通貨で、直接評議員に支払うものとする。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（報酬の支給日）

第9条

評議員報酬の支給日は評議員会が開催された日に都度通貨にて支給する。開催が省略された場合、次会に直接支給する。

別表 1

	日額報酬
評議員会出席報酬等	10,000円（源泉含まず）

別表 2

施設から居住地までの距離	金額
20キロ未満	3,000円
20キロ以上	5,000円

別表 3

名称	報酬（年俸限度額）
評議員	100,000／年

附 則

(施行)

第1条

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(本規程の改廃)

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、理事会の承認を得た上で
これを行う。

この規程を、平成 29 年 3 月 11 日に改訂する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 26 日に改訂する。